

仕 様 書

1 業務名

救急廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬処理業務

2 排出事業場

別紙１のとおり（全 33 か所）

3 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務概要

- (1) 委託者が排出する感染性廃棄物を収集、運搬及び処分し、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
- (2) 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）等の提出により、関係諸法令に基づき廃棄物が適正に処分されたことを報告する。
- (3) その他、当該業務を遂行するため委託者が指示する業務を行う。

5 業務対象廃棄物及び令和 7 年度予定数量（年間）

特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）・・・12,012 ㍓

※ Covid-19 が感染症分類 5 類移行した令和 5 年度排出量実績と本年度の排出見込み量の平均値を予定数量とする。

6 業務詳細

- (1) 受託者は、契約期間中、各排出事業場に感染性廃棄物容器を常時 4 個配置すること。
- (2) 契約期間内の最終運搬及び処分終了時には、各事業場に設置された容器について契約当初と同様に原状復旧すること。原状復旧の際は、容器に受託者名を表示しないこと。
- (3) 容器は、プラスチック製で積み重ね可能な蓋付きの密閉容器（20 ㍓）とし、外側に赤、橙、黄の計 3 種類のバイオハザードマークを表示すること。
- (4) 受託者は委託者から回収依頼を受けた場合は、可及的速やかに廃棄物を回収し、適切な運搬、保管及び処理を行うこと。なお、回収依頼の方法については、事前に委託者と受託者が双方で調整の上、決定することとする。
- (5) マニフェストにかかる費用については、受託者が負担することとする。

7 業務完了報告

- (1) 受託者は、月毎に感染性廃棄物報告書（別紙 2）を作成し、完了届（本市指定様式）とともに速やかに委託者へ提出すること。
- (2) マニフェストについては、処分完了後速やかに委託者へ提出すること。

8 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、従業員または第三者に対する事故防止に留意し事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

9 身分証明書の携帯

受託者は、作業従事者に身分証明書を交付し、常時携帯させること。

10 その他

- (1) 本業務においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 本業務に定めのない事項については、委託者と受託者双方の協議によること。

11 連絡先

消防局警防部救急課救急係 担当 山名 伸吾
札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎6階
TEL 011-215-2070 FAX 011-271-0610
メールアドレス kyukyu.shobo@city.sapporo.jp

札幌市消防局排出事業場一覧

排出 事業場番号	排出事業場名称（部署所名）	所在地	連絡先
1	警防部救急課救急指導係	中）北 1 1 条西 1 3 丁目	7 3 6 - 1 2 3 8
2	警防部消防救助課消防航空係	石狩市新港東 2 丁目	0 1 3 3 - 6 2 - 4 1 1 9
3	札幌市消防学校教務課	西）八軒 1 0 条西 1 3 丁目	6 1 6 - 2 2 6 2
4	中 央 消 防 署	中）南 4 条西 1 0 丁目	2 1 5 - 2 1 3 0
5	豊 水 出 張 所	中）南 8 条西 2 丁目	5 1 8 - 9 1 1 9
6	幌 西 出 張 所	中）南 2 3 条西 1 0 丁目	5 6 1 - 2 4 1 6
7	山 鼻 出 張 所	中）南 1 1 条西 2 1 丁目	5 6 1 - 2 4 1 9
8	北 消 防 署	北）北 2 4 条西 8 丁目	7 3 7 - 2 1 0 0
9	あいの里出張所	北）あいの里 2 条 1 丁目	7 7 4 - 0 1 1 9
10	篠 路 出 張 所	北）篠路 2 条 4 丁目	7 7 1 - 2 5 1 0
11	新 光 出 張 所	北）新琴似 1 条 1 2 丁目	7 6 4 - 8 8 4 4
12	東 消 防 署	東）北 2 4 条東 1 7 丁目	7 8 1 - 2 1 0 0
13	栄 出 張 所	東）北 4 6 条東 1 4 丁目	7 5 1 - 1 3 8 1
14	札 苗 出 張 所	東）東苗穂 4 条 2 丁目	7 8 2 - 7 0 1 9
15	苗 穂 出 張 所	東）北 8 条東 1 1 丁目	7 5 0 - 0 1 1 9
16	白 石 消 防 署	白）南郷通 6 丁目北	8 6 1 - 2 1 0 0
17	菊 水 出 張 所	白）菊水上町 1 条 3 丁目	8 1 1 - 1 6 1 5
18	北 郷 出 張 所	白）北郷 3 条 6 丁目	8 7 1 - 8 2 3 5
19	厚 別 消 防 署	厚）厚別中央 1 条 5 丁目	8 9 2 - 2 1 0 0
20	厚 別 西 出 張 所	厚）厚別西 3 条 5 丁目	8 9 4 - 3 1 1 9
21	豊 平 消 防 署	豊）月寒東 1 条 8 丁目	8 5 2 - 2 1 0 0
22	平 岸 出 張 所	豊）平岸 1 条 1 1 丁目	8 3 1 - 3 9 0 1
23	西 岡 出 張 所	豊）西岡 4 条 6 丁目	8 5 2 - 5 1 1 9
24	清 田 消 防 署	清）平岡 1 条 1 丁目	8 8 3 - 2 1 0 0
25	北 野 出 張 所	清）北野 7 条 5 丁目	8 8 1 - 5 1 7 1
26	南 消 防 署	南）真駒内上町 5 丁目	5 8 1 - 2 1 0 0
27	定 山 溪 出 張 所	南）定山溪温泉西 1 丁目	5 9 8 - 2 3 8 4
28	藤 野 出 張 所	南）藤野 2 条 3 丁目	5 9 3 - 1 1 1 9
29	西 消 防 署	西）発寒 1 0 条 4 丁目	6 6 7 - 2 1 0 0
30	八 軒 出 張 所	西）八軒 1 条東 3 丁目	6 1 2 - 0 1 1 9
31	西 野 出 張 所	西）西野 3 条 2 丁目	6 6 1 - 1 8 1 2
32	手 稲 消 防 署	手）手稲本町 2 条 5 丁目	6 8 1 - 2 1 0 0
33	前 田 出 張 所	手）前田 6 条 5 丁目	6 9 4 - 6 1 1 9

※排出する廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）のみ。

札幌市消防局 月中感染性廃棄物報告書

札幌市長 秋元 克広 様

住所
氏名

月中の救急廃棄物排出量を以下のとおり報告します。

月 中 の 救 急 廃 棄 物 総 排 出 量	リットル
救 急 廃 棄 物 排 出 量 の 累 計	リットル

	部 署 所 名	月 計	累 計	部・署の月計
1	警 防 部 救 急 課 救 急 指 導 係	リットル	リットル	リットル
2	警 防 部 消 防 救 助 課 消 防 航 空 係	リットル	リットル	リットル
3	札 幌 市 消 防 学 校 教 務 課	リットル	リットル	リットル
4	中 央 消 防 署	リットル	リットル	リットル
5	豊 水 出 張 所	リットル	リットル	
6	幌 西 出 張 所	リットル	リットル	
7	山 鼻 出 張 所	リットル	リットル	
8	北 消 防 署	リットル	リットル	リットル
9	あ い の 里 出 張 所	リットル	リットル	
10	篠 路 出 張 所	リットル	リットル	
11	新 光 出 張 所	リットル	リットル	
12	東 消 防 署	リットル	リットル	リットル
13	栄 出 張 所	リットル	リットル	
14	札 苗 出 張 所	リットル	リットル	
15	苗 穂 出 張 所	リットル	リットル	
16	白 石 消 防 署	リットル	リットル	リットル
17	菊 水 出 張 所	リットル	リットル	
18	北 郷 出 張 所	リットル	リットル	
19	厚 別 消 防 署	リットル	リットル	リットル
20	厚 別 西 出 張 所	リットル	リットル	
21	豊 平 消 防 署	リットル	リットル	リットル
22	平 岸 出 張 所	リットル	リットル	
23	西 岡 出 張 所	リットル	リットル	
24	清 田 消 防 署	リットル	リットル	リットル
25	北 野 出 張 所	リットル	リットル	
26	南 消 防 署	リットル	リットル	リットル
27	定 山 溪 出 張 所	リットル	リットル	
28	藤 野 出 張 所	リットル	リットル	
29	西 消 防 署	リットル	リットル	リットル
30	八 軒 出 張 所	リットル	リットル	
31	西 野 出 張 所	リットル	リットル	
32	手 稲 消 防 署	リットル	リットル	リットル
33	前 田 出 張 所	リットル	リットル	